

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生

vol.6



第六回 産業廃棄物20種類の確認その1



LISA

皆さん、こんにちは。今回はちょっと入門編を飛び越えた内容の「事業活動とは」をお送りしたのですが、今回は入門レベルに戻りまして、産業廃棄物の種類を深掘りしてみましょう。じゃ、先生、お願いします。

BUN



はいはい、第4回で産業廃棄物20種を紹介し、その際「ばいじん」だけは詳しく説明したのですが、今回は他の種類についても、少し詳しく見ていきましょう。まずは、ほとんど疑問の余地が無い「廃プラスチック類」と「金属くず」からいきましょうか。りさちゃんはこのについてはなんか質問ありますか？



LISA

特段無いですね。見れば大抵はわかります。

BUN



そうですねえ。ただ、これは後述する「汚泥」との兼ね合いになるのですが、「ペンキ」が不要になったら、何に該当するのか？という疑義や、水俣条約で注目された「水銀」などは、「金属くず」なのか「汚泥」なのか、という課題はありましたねえ。興味のある方は是非調べてみてね。じゃ、次、今、登場した「汚泥」。



LISA

これは難しいわ。そもそも、廃棄物処理法の分類方法って統一的じゃないですよ。「汚泥」って、「どろどろしているもの」って意味でしょ。その成分は関係ないんですよ。さっきの「ペンキ」だって、原料はプラスチックに油を加えてどろどろにしているようなものでしょ。油が揮発してしまっ、また、固まったらどうなるの？

BUN



おっと、いきなり難しい質問がいくつか出てきましたね。まず、一つ目。おっしゃるとおり廃棄物の種類は、1. 2. 3やA、B、Cや赤、青、黄色のように一つの基準に従って隙間無く、かつ、重複もない形での分類ではありません。1. B. 青のような分け方なんです。だから、重複もしてくるし、逆に「空白」があって、20種類には包含されないんじゃないか？と思えるようなものもある。「青くてBなものはどっちなんだ」みたいな。



LISA

身近な例では、他にはどんなものがありますか？

BUN



食品が腐ってしまっどろどろになった「物」は動植物性残渣なのか汚泥なのか？ラードやバターで不要になったものは動植物性残渣なのか？廃油なのか？出来損ないの炭は燃え殻なのか？木くずなのか？ま、数え上げたらきりがありません。



LISA

そういった場合は、現実にはどう考えたらいいんですか？

廃棄物処理法がスタートした直後の昭和46年の通知で、国は次のようなことを言ってるよ。抜粋して紹介するね。

「産業廃棄物がいくつか混合した状態で排出された場合には、廃棄物処理法第二条第四項に規定する六種類の産業廃棄物及び廃棄物処理法施行令第二条に規定する一三種類の産業廃棄物（第二条第一号から第一三号までに規定するもの）が複合した形態で排出されたものとみなしてとらえるものとし、たとえば「硫酸ピッチ」にあつては、廃酸と廃油の混合物としてとらえるものとする・・・」

この考え方を踏まえて、二つ目の質問の「ペンキ」については、昭和54年11月26日の疑義解釈通知で、「液状の廃合成塗料（ペンキ）は廃油と廃プラスチック類の混合物」と言っています。さらに、「溶剤が揮発し、固形状となつている廃合成塗料は廃プラスチック類に該当する」と言っています。

BUN



LISA

はあ〜、「混合物」って概念なんですねえ。まあ、そう考えれば、たいていの「物」は産業廃棄物20種類の組合せで成立するのかも。

BUN



疑問は尽きないと思うけど、先に進めましょう。次は、「ゴムくず」。



LISA

センス、「ゴムくず」位は説明しなくてもわかりますよ。

BUN



そう？じゃ、廃プラスチック類とゴムくずの違いは？



LISA

アッ\(\◎o◎)/！そうかあ。そう言われると区別つかないわ。

BUN



これは廃棄物処理法スタート時の通知で、「ゴムくずとは天然ゴム」という解釈がなされているんだ。



LISA

え〜、現在、身の回りにある「ゴム」って大抵は合成樹脂、つまり、プラスチックですよ。そういった物は「ゴムくず」じゃない訳ですね。

BUN



そうなるね。どうも、廃棄物処理法がスタートした時点（昭和45年）で、法律を作った人は、プラスチック類がこれ程世の中に「幅を利かせる」とは思っていなかった節がありますね。今となってみると、わざわざ産業廃棄物20種類の一つとして、「ゴムくず」を入れておく必要性はないよなあとも思います。と、言う訳で、「ゴムくず」とは「天然ゴム」だけ。だから、現在では「輪ゴム」とか、特殊なタイヤなどに限定される廃棄物です。

次に、「がれき類」、これはどうですか。



LISA

「がれき」って辞書で調べたら、「かわらと小石。破壊された建造物の破片など。」って載ってるわ。よく、テレビの地震、津波、水害のニュースなんかでも、「あたり一面がれきの山です」なんて言ってるわよね。そう考えると、建造物の残骸だから、コンクリート、アスファルト、木くず、紙くず、繊維くず、プラスチックなどが「がれき類」かな。

日本語としては間違っていないけど、廃棄物処理法としては大きな間違い。実は、廃棄物処理法政令第6条第1項第3号イ(5)で、「政令第2条第9号に掲げる廃棄物」と定義していて、これは「コンクリート、これに類する不要物」ということで、コンクリート、アスファルトしか「がれき類」とは呼称しないんだ。木くずや紙くずは「がれき類」とは呼ばないんだね。

BUN



へええ、それはわかったけど、なぜ、それが「大きな間違い」なんですか。廃プラスチック類とゴムくず程度の違いにしかすぎないのでは？

BUN



それについては、またまた、長くなるので次回のお楽しみってことにしようか。

○産業廃棄物は20種類規定されているが、それが「単品」で排出されるとは限らない。

○物によっては産業廃棄物が「混在している」と考え、何種類かの「混合物」と判断される場合も多い。

○「ゴムくず」とは天然ゴムだけ。合成ゴムは廃プラスチック類になる。

○「がれき類」とはコンクリート、アスファルトだけ。木くずや紙くずは「がれき類」ではない。

BUN先生の今回のまとめ



Summary

今回の
練習問題

石炭火力発電所から排出される石炭灰は何に該当するか？
答えは次回のメルマガで(^-^)/

前回の問題の解答

Q 在宅医療廃棄物は産業廃棄物である。○か×か？

A 答えは×
一般廃棄物である。

法令の規定上、家庭生活から出てくる限りは、「事業活動を伴わない」ことから、産業廃棄物になることはなく、あくまでも一般廃棄物、ということになります。

具体的には、糖尿病患者さんのインシュリン注射の注射針や注射器などがこれにあたりますが、現実的には、これらを通常のごみと一緒にゴミステーションに出されることはリスクが高いため、国は平成17年9月8日付け通知により、在宅医療廃棄物は、極力、掛かり付け医に持ち込み感染性廃棄物として処理することが望ましいとしています。